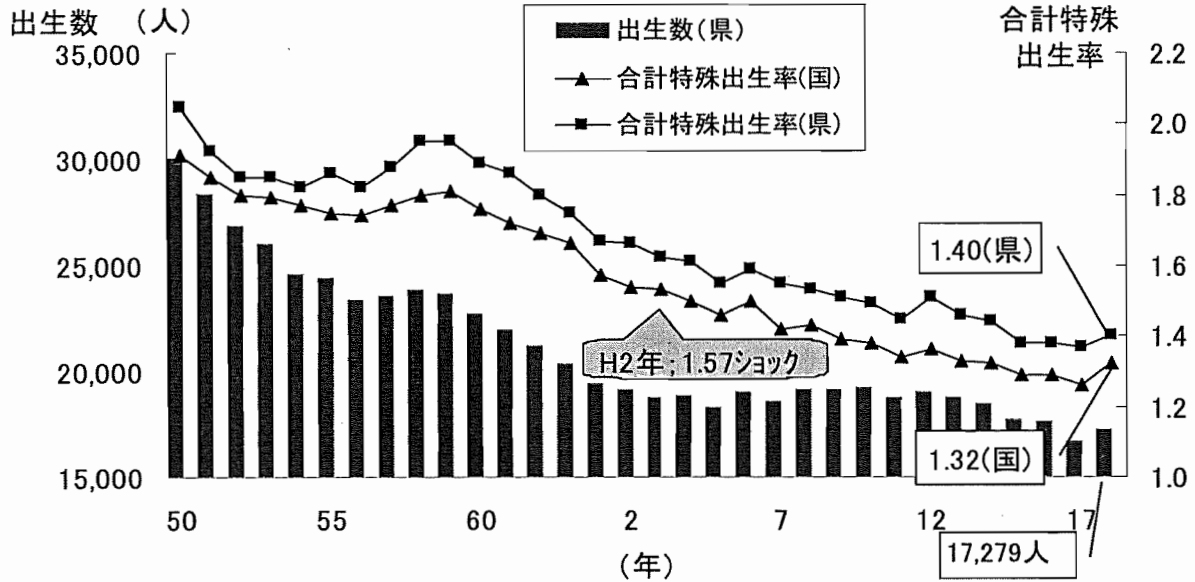


# 「新岡山いきいき子どもプラン」数値目標の実績報告について

## 1 岡山県の少子化の状況について

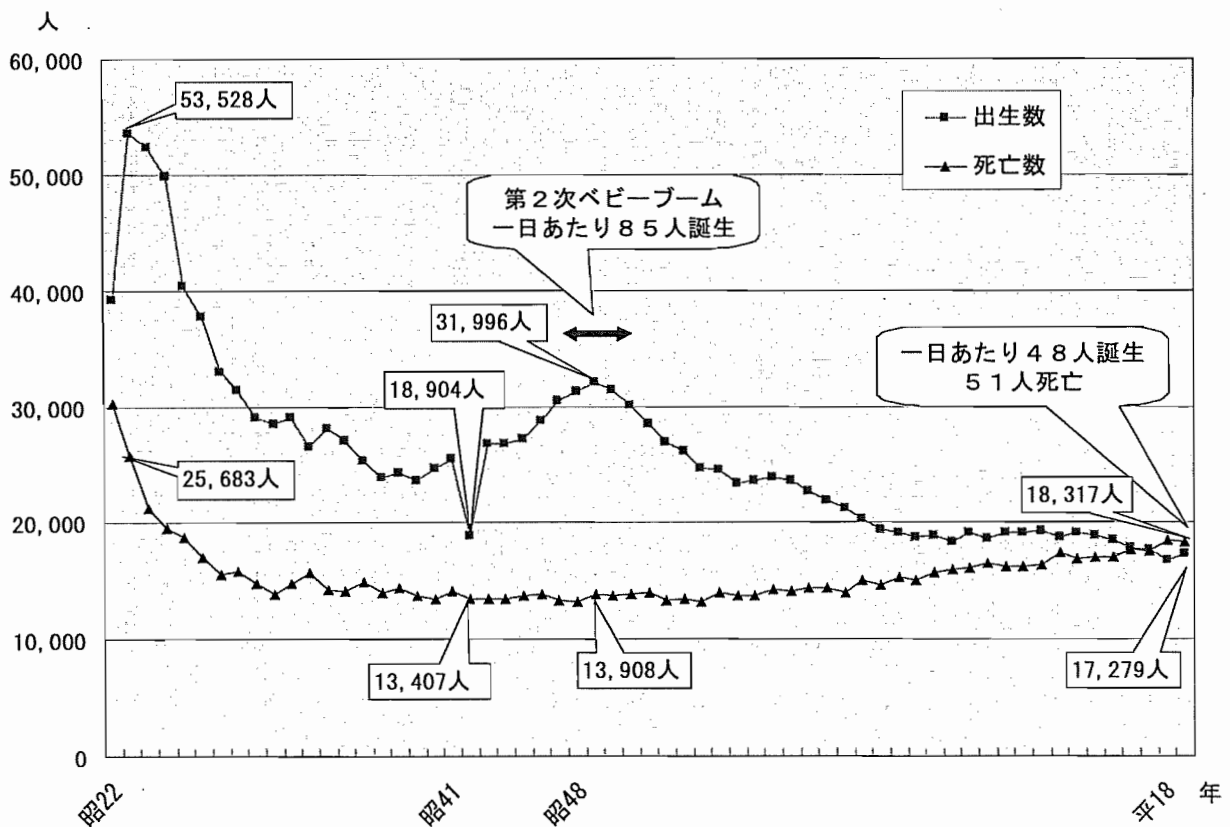
今般、国から「平成18年人口動態統計月報年計（概数）の概況」が発表されたが、本県の少子化の状況は次のとおりである。

### (1) 国・岡山県の合計特殊出生率の推移



〈資料：厚生労働省「平成18年人口動態統計月報年計（概数）」〉

### (2) 岡山県の出生数と死亡数の推移



〈資料：厚生労働省「平成18年人口動態統計月報年計（概数）」〉

## 2 「新岡山いきいき子どもプラン」数値目標の実績報告について

平成17年度からスタートした「新岡山いきいき子どもプラン」については、実効性を高め、より具体化するために数値目標を設定しているが、昨年度の実績については、次のとおりである。

### (1) 国のプランと共通の目標事業の進捗状況

項 目	16年度	17年度	18年度	21年度	目標達成 予定年度 担当課
	計画時点 予定数値	実 績	実 績	目 標	
1 通常保育（児童数）	40,178人	41,521人	41,969人	41,675人	子育て支援課
2 延長保育実施か所数	247か所	266か所	276か所	305か所	子育て支援課
3 休日・夜間保育実施か所数	30か所	28か所	29か所	51か所	子育て支援課
4 放課後児童クラブ実施か所数	253か所	267か所	288か所	323か所	子育て支援課
5 一時・特定保育実施か所数	128か所	139か所	144か所	188か所	子育て支援課
6 乳幼児健康支援一時預かり（病後 児保育・派遣型）派遣回数	1回	18回	2回	49回	子育て支援課
7 乳幼児健康支援一時預かり（病後 児保育・施設型）実施か所数	16か所	16か所	16か所	26か所	子育て支援課
8 子育て短期支援事業（ショートス ティ）実施か所数	8か所	8か所	9か所	13か所	子育て支援課
9 子育て短期支援事業（トワイライ トスティ）実施か所数	0か所	4か所	4か所	3か所	子育て支援課
10 ファミリー・サポート・センター 実施市町村数	5市町村	10市町村	9市町村	9市町村	労政・雇用対策課
11 地域子育て支援センター実施か所 数	58か所	58か所	63か所	81か所	子育て支援課
12 つどいの広場実施か所数	8か所	15か所	15か所	27か所	子育て支援課

### (2) 県独自に定めた目標事業の進捗状況

項 目	16年度	17年度	18年度	21年度	目標達成 予定年度 担当課
	計画時点 予定数値	実 績	実 績	目 標	
1 1歳6か月健康診査受診率	87.3%	87.4%	87.5%	100%	健康対策課
2 3歳児健康診査受診率	81.7%	83.0%	83.1%	100%	健康対策課
3 3歳児健康診査時の麻しん、風し ん接種率	80.0%	88.4%	88.4%	95%	H20年度 健康対策課
4 新生児聴覚検査の受診率	75.0%	77.2%	78.0%	100%	健康対策課
5 1歳6か月児の虫歯有病率	3.0%	2.7%	2.5%	1.5%	健康対策課

	項 目	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	2 1 年度	目標達成
		計画時点 予定数値	実 績	実 績	目 標	予定年度 担当課
6	3歳児の虫歯有病率	31.7%	27.1%	27.0%	25%	健康対策課
7	中学校における性と生についての健康教育の実施校数	30校	30校	30校	全校実施	H19年度 健康対策課
8	はぐくみ岡山サポートメンバー店の数	26店	41店	54店	300店	子育て支援課
9	地域ふれあいサロンの設置数	153か所	168か所	167か所	200か所	H18年度 生涯学習課
10	いじめ・不登校に対応して派遣する非常勤講師の数	150人	200人	250人	400人	教職員課
11	岡山チャレンジワーク14〔中学生の職場体験〕の実施中学校の割合	85.1%	88.1%	99.4%	100%	H18年度 指導課
12	スクールカウンセラーを配置している中学校の数	55校	60校	65校	100校	H18年度 指導課
13	ひきこもりの方の居場所の設置数	3か所	4か所	4か所	9か所	健康対策課
14	様々な体験学習に参加した青少年の数	90,000人	102,205人	106,724人	90,000人	生涯学習課
15	ブックスタート等に取り組む市町村の数	55/71市町村 77.5%	31/32市町村 96.9%	24/27市町村 88.9%	100%	生涯学習課
16	都市公園一人あたり面積	11.9㎡	13.7㎡ (H16)	13.9㎡ (H17)	13㎡	都市計画課
17	ももたろう交通安全クラブ設置率（全幼稚園・保育園数に対する設置割合）	44.0%	44.2%	44.3%	50%	交通対策課
18	公共的施設のバリアフリー化	770件	993件	1,211件	1,800件	H22年度 障害福祉課
19	ノーマライゼーション推進型地域統合ケアの取組件数	3件	16件	27件	160件	長寿社会対策課
20	障害児等療育支援事業	9か所	9か所	13か所	16か所	H22年度 障害福祉課
21	乳児保育実施か所数	236か所	274か所	283か所	305か所	子育て支援課
22	児童虐待防止ネットワークの設置市町村数	10市町村	22市町村	25市町村	全市町村	H18年度 子育て支援課
23	児童養護施設における小規模ケア実施施設数	4施設	7施設	8施設	12施設	子育て支援課
24	心身障害幼児通所実施か所数	7か所	6か所	5か所	9か所	障害福祉課
25	重症心身障害通園実施か所数	7か所	7か所	7か所	8か所	H22年度 障害福祉課

## (参考) 国のプランと共通の目標事業の概要

- 1 通常保育  
保護者の就労、傷病等により家庭内で保育できない児童を保育する。
  - ・開所時間 11時間 (午前7時頃～午後6時頃)
  - ・保育所数(中核市を含む) 402か所 (公立 217、私立 185)
- 2 延長保育  
11時間の開所時間の前後においてさらに延長保育を行う。
- 3 休日・夜間保育  
日曜、祝祭日等の休日に保護者の就労、傷病等により家庭内で保育できない児童を保育する。
- 4 放課後児童クラブ  
児童館のほか、保育所や学校の余裕教室、団地の集会室など地域住民に最も身近な社会資源を利用し、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(主として小学校1～3年生)に対し、育成・指導、遊びによる発達助長などに対応するサービスを行う。
- 5 一時・特定保育  
保護者の就労、傷病や育児疲れ解消等のため、緊急・一時的に家庭内で保育できない児童を保育する。
- 6 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育・派遣型)  
病気回復期の児童を保護者が保育できない時、看護師などが保護者宅を訪問し保育を行う。
- 7 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育・施設型)  
病気回復期の児童を家庭で保育できない時、専任の看護師を配置した保育所等の施設で一時的に預かる。
- 8 子育て短期支援事業(ショートステイ)  
保護者の病気等で一時的に養育が困難になった児童や経済的理由により緊急一時保護を要する母子を児童養護施設等で養育・保護する。
- 9 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)  
保護者が残業等の事由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う。
- 10 ファミリー・サポート・センター  
市町村が、ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と預かりたい者からなる会員組織)を設立して、その会員が地域で相互援助活動を行う。
- 11 地域子育て支援センター  
各地域において核となる保育所等を指定し、子育て相談・子育てサークル等の育成・支援等を行い、子育て家庭の支援を行う。
- 12 つどいの広場  
乳幼児とその親が気軽に集い、不安や悩みを話し合い、安心感を得る場「つどいの広場」の設置、運営を支援する。

# 岡山県子ども虐待防止専門本部委員会報告書

概要版

— 児童虐待防止に向けて —

平成19年6月4日

報告書の利用や報道に当たっては、親子のプライバシーに配慮した取扱いがなされるようにお願いします。

## 1 はじめに

岡山県倉敷市において、平成19年1月3日に4歳の男児が死亡した事例に関して、岡山県子ども虐待防止専門本部に設置された委員会において、児童相談所の対応等について検証を行った。検証に当たっては、関わりのあった機関や関係者の個別の判断について、責任を追及するという視点ではなく、再発防止に向けて、学び取れるものを真摯に学び取るという姿勢で臨み、本事例の検証を踏まえて、当面取り組むべき課題と改善策等を提言として取りまとめた。

## 2 評 価

児童相談所に対して行われた通告や関係機関との連携等について評価を行った。

- ① 中央児童相談所や倉敷児童相談所では、通告の都度、当日又は翌日に家庭訪問を行うとともに、保護者支援プログラムの実施などを行って、男児の安全確保や親子の再統合に向けて懸命に努力していた。
- ② 倉敷児童相談所等は、初期の段階で、母親に対人関係上の問題が存在していることを考慮して、基本的対応方針を打ち出すことが重要であったと考えられる。
- ③ 平成16年2月の通告の際に、倉敷児童相談所が、職権で一時保護していた男児を家庭に引き取らせたことについては、適切な対応であったとはいえない。一般に、心理的虐待やネグレクトは身体的虐待に比べ証明が困難な点があり、今回の事例でも、家庭裁判所は男児についての申立てを受けることに極めて慎重であったが、倉敷児童相談所は、弁護士等への相談を行うなど工夫して、施設入所措置の可能性について、さらに検討すべきであったと考えられる。
- ④ 平成18年12月の通告の際には、倉敷児童相談所では、母親が落ち着いていたことなどから直ちに一時保護を行わなければならないような緊迫した状況ではないという判断がなされているが、男児の首を絞めた旨を母親が話したことは、それまでになかったことなどから、家庭訪問を行った時点で、職権による本児の一時保護に向けた準備を具体的に進めるとともに、関係機関と支援策について検討すべきであったと考えられる。
- ⑤ 本事例では、精神的に不安定で、感情の起伏が激しい母親への対応に、医療機関も含め、どの機関も苦慮しているが、倉敷児童相談所が、母親の対人関係上の問題について専門家に相談しつつ、倉敷市保健所と連携して、精神科医療への継続的な受診につながる機会を逃さないという姿勢で臨んでいれば、より適切な対応ができたのではないかと考えられる。

### 3 考えられる改善策

#### (1) 当面取り組むべき課題と改善策

##### ① 被虐待児支援及び保護者支援の充実

- 児童相談所は子どもの安全と福祉を最優先する機関であるとの強い自覚を職員一人ひとりが持ち、通告後速やかに（原則48時間以内に）目視による安全確認の徹底が必要である。
- 職権による親子分離を行うべきかどうかの客観的で明確な判断基準を確立し、かつ、これに基づいて、児童相談所が早期に的確な判断ができるよう、専門家の意見を取り入れられる体制を早期に確立する必要がある。
- きょうだい事例は虐待のリスクが高い家庭であると認識し、きょうだい一人ひとりについて個別に進行管理を行うよう徹底するとともに、具体的に虐待の兆候が見られた場合には速やかに、一時保護を含め積極的な対応を行う必要がある。
- 保護者本人の理解が得やすく実効性の高い保護者支援プログラムを研究する必要がある。

##### ② 児童相談所の相談支援体制の強化

- 複雑な様相を呈する虐待や、予想外の状況を的確に分析し、親子分離等の判断ができる、高度な専門的知識、技術を備えた児童相談所職員を養成する必要がある。
- 初期の段階から事例検討等に弁護士や精神科医などの専門家の指導、助言を得るため、児童相談所スーパーバイズ機能強化事業における専門サポートチームの一層の活用を図る必要がある。
- 児童相談所と精神科医療との強力な連携体制を確保することについて検討する必要がある。
- 児童相談所は、心理的虐待やネグレクトについても、弁護士の助言や指導を受けて、家庭裁判所の理解が得られるような形で、施設入所措置の承認のための申立てを行う必要がある。

##### ③ 県及び市町村の虐待防止体制の強化

- 児童相談所を始め、市町村、警察、保健所などの関係機関が、それぞれの役割を明確にし、確実に責任を果たす必要がある。
- 早期に県内の全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されるよう関係団体に働きかけ、実務者レベル会議の充実強化を図るとともに、県レベルの要保護児童対策地域協議会についても早急に設置する必要がある。
- 児童虐待が原因で死亡した事例、その他子どもに重大な被害があった事例等について検証を行い、この成果を関係者で共有する必要がある。

#### (2) 今後検討を行うべき課題

- 精神的な不調が子育てを困難にし、虐待を加速させていることから、保護者に対する継続的な医療の提供について検討を行う必要がある。
- 一時保護等について適切な判断が行われ、子どもの福祉の向上が図られるよう、一時保護所や入所施設の機能の充実について検討を行う必要がある。
- 平成19年5月、児童虐待の防止等に関する法律等が改正されたが、改正点に対応できるよう、児童相談所等の体制を整備する必要がある。

児童相談所における対応等

年 月	対 応 等
<平成14年度・15年度>	
H14. 4	母親からの相談に基づき、中央児童相談所で兄の育児支援を開始
H15. 1	兄についての相談あり、兄の一時保護を実施
4	転居に伴い、倉敷児童相談所に兄のケース移管
10	倉敷児童相談所へ兄に対する虐待についての通告
12	倉敷市保健所から母親が入院するため一時保護できないかとの相談がある。 本児に対する支援を開始
H16. 2	医療機関から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 10人] (救急でC病院を受診し、頭部打撲・裂傷が認められた)  ネットワーク会議開催  立入調査のうえ、兄及び本児を児童福祉法第33条に基づく一時保護を実施(本児の一時保護13日間)
3	ネットワーク会議開催  本児の外泊許可。母親本児を家庭に引き取る。  倉敷児童相談所が、兄について家庭裁判所に児童福祉法第28条に基づく施設入所措置を得るための申立て(以下「法第28条審判申立て」という。)を行う。
<平成16年度>	
H16. 5	兄について、法第28条審判申立てが承認される。  兄を児童養護施設に入所措置する。
6	ネットワーク会議開催  倉敷児童相談所において保護者支援プログラム開始
7	警察から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 6人] (夜中に警察へ保護される)
8	母親がA病院入院(7日間)。本児はショートステイを利用(7日間)
H17. 1	ネットワーク会議開催
2	母親がA病院に入院(20日間)。母親が「一時保護願書」を提出する。
3	ネットワーク会議開催  倉敷児童相談所が、本児を児童養護施設に委託一時保護をする(20日間)。  母親から委託一時保護中の本児の引き取り要求がある。 母親が本児を引き取る。

年 月	対 応 等
<平成17年度>	
H17. 7	母を知る人から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 4人] (ちょっとしたことで本児に手が出ている)
9	倉敷市から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 18人] (本児の目にアザ、額に黒い点を確認した。母親の体調も悪かった)
11	ネットワーク会議開催
H18. 3	兄の入所について、家庭裁判所に法第28条による児童福祉施設入所措置の期間の更新の承認に関する審判の申立て(以下「法28条更新手続」という。)を行う。
<平成18年度>	
H18. 4	本児が幼稚園に入園する。
5	兄の法28条更新手続が承認される。母親が抗告
7	母親からの抗告棄却。法28条更新手続の承認が確定する。
	住民から虐待通告 [一時保護所入所児 14人] (叱られて1時間泣いている)
12	幼稚園より倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 10人] (幼稚園で母親が、本児の扱いに困り、首を絞めた旨を話す。首に擦り跡のようなものがあった。)
	家庭訪問するが不在
	家庭訪問し母親と面接する。本児は学習塾へ行っており不在であった。
H19. 1	本児死亡

※倉敷児童相談所の一時保護は、中央児童相談所の一時保護所(保護定員20人)を利用している。

※ネットワーク会議構成機関:

倉敷市倉敷社会福祉事務所、倉敷市子育て支援課、倉敷市保健所(保健課・市民健康課)、倉敷市教育委員会、幼稚園、A病院医師(子どもの主治医)



## 岡山県子ども虐待防止専門本部会議での合意事項 (実子に対する暴行で母親が逮捕された件への対応について)

平成19年6月4日

### 1 これまでの対応

#### (1) 事例検証委員会

児童相談所の対応等について検証し、今後取り組むべき課題や解決策を検討していた、事例検証のための委員会の報告書がまとめられ、本日、本部長に提出された。  
(委員会を計6回開催)

#### (2) 児童の安全確認

過去に虐待が指摘され、今後も虐待が繰り返される恐れがある児童の安全確認を児童相談所、保健所、県民局等が連携して行い、児童相談所等において、必要に応じて経過観察や家庭訪問等の支援を行った。

#### (3) 児童相談所の体制強化

平成19年度、児童福祉司4名、児童心理司3名、計7名を増員し、児童相談所の体制強化を図った。

#### (4) 専門本部会議の開催

専門本部会議を1月から月1回程度開催し、本事例に関する情報共有を行い、今後の対応を検討した。

### 2 今後の対策

#### (1) 当面取り組むべき課題と改善策

##### ① 被虐待児支援及び保護者支援の充実

- ・安全確認の基本ルールを策定し、原則48時間以内に目視確認を行う。
- ・職権による親子分離の判断基準を検討するとともに、医療、福祉、司法など各分野の専門家の意見を取り入れられる体制を検討する。
- ・虐待事例（特にきょうだい事例）について、個別の進行管理を徹底する。
- ・実効性の高い保護者支援プログラムを研究する。

##### ② 児童相談所の相談支援体制の強化

- ・児童相談所の職員の専門性の向上を図り、さらなる体制強化について検討を行う。
- ・児童相談所スーパーバイズ機能強化事業における専門サポートチームを活用する。
- ・児童相談所と精神科医療との強力な連携体制の確保について検討する。

##### ③ 県及び市町村の虐待防止体制の強化

- ・児童虐待を防止するため、関係機関の連携を強化する。特に、医療との連携が必要なケースについて、児童相談所と保健所の連携を強化する。
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知(H18.9.26)等を踏まえ、定期的に虐待通告事例の情報交換を行うなど、警察との連携体制を強化する。
- ・県子ども虐待防止専門本部会議の専門本部員に、保健福祉課長及び各県民局健康福祉部長を追加し、県の児童虐待防止体制の強化を図る。
- ・県において要保護児童対策地域協議会を設置し、9月を目途に開催する。
- ・市町村の職員が児童虐待相談に対応するためのマニュアルを作成する。
- ・子供に重大な被害があった事例等について検証を行うシステムを検討する。

#### (2) 今後検討を行うべき課題

- ・精神的不調を抱える保護者に対する継続的な医療の提供の方法について検討する。
- ・一時保護所や入所施設の機能の充実について検討する。
- ・児童虐待防止法の改正を踏まえ、改正点に対応できるよう児童相談所等の体制を整備するとともに、市町村等の職員を対象に、法の改正点について説明会を開催する。